

○内閣府告示第二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十日付の内閣府告示第六百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年三月三十一日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二 構造改革特別区域の名称 オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区

三 構造改革特別区域の範囲 紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年三月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 日光市
- 二 構造改革特別区域の名称 日光市小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 日光市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

○内閣府告示第二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年三月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県及び成田市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 成田市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年三月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 豊川市
- 二 構造改革特別区域の名称 「ハートフルタウン みと」 英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 豊川市の区域の一部（旧御津町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年三月三十一日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県員弁郡東員町
- 二 構造改革特別区域の名称 東員すこやか給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三重県員弁郡東員町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年三月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 尼崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 尼崎計算教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 尼崎市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十二日内閣府告示第百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年三月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山市
- 二 構造改革特別区域の名称 岡山市御津教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岡山市の区域の一部（旧御津町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

○内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年八月七日内閣府告示第六百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年三月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市、新居浜市及び西条市
- 二 構造改革特別区域の名称 愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 今治市、新居浜市及び西条市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年三月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県、串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県東臼杵郡美郷町

二 構造改革特別区域の名称 地域の特性を生かした多様な一貫教育特区

三 構造改革特別区域の範囲 串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県東臼杵郡美郷町の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）